## 爱西市生産緑地地区事務取扱要綱

平成26年3月28日 訓令第8号

(趣旨)

第1条 この訓令は、生産緑地法(昭和49年法律第68号。以下「法」という。) 及び関係法令に規定する生産緑地地区内における行為の許可申請、買取り申出等 の事務取扱について必要な事項を定めるものとする。

(生産緑地地区内における行為の許可申請等)

- 第2条 生産緑地地区内における行為の許可申請等については、次のとおりとする。
  - (1) 法第8条第1項の規定による申請は、生産緑地地区内行為許可申請書(様式第1号)による。
  - (2) 法第8条第2項の規定による許可は、生産緑地地区内行為許可通知書(様式第2号)による。
  - (3) 法第8条第4項の規定による通知は、生産緑地地区内行為通知書(様式第3号)による。
  - (4) 法第8条第5項の規定による届出は、生産緑地地区内行為届出書(様式第4号)による。
  - (5) 法第8条第6項の規定による届出は、生産緑地地区内非常災害応急措置届 出書(様式第5号)による。
  - (6) 法第8条第8項の規定による協議は、生産緑地地区内行為協議書(様式第6号)による。
- 2 前項に係る申請書等には、別表1に掲げる図書を添付しなければならない。 (生産緑地地区の原状回復命令等)
- 第3条 法第9条第1項の規定による命令は、原状回復命令書(様式第7号)による。
- 2 前項の命令を受けた者は、速やかにその命令に従うものとし、原状回復したときは、市長に対し原状回復完了届出書(様式第8号)により届け出るものとする。
- 3 法第9条第3項及び第17条第3項の規定による身分を示す証明書は、身分証明書(様式第9号)とする。

(買取申出事由)

- 第4条 生産緑地の買取りの申出事由は、次のとおりとする。
  - (1) 生産緑地の買取りの申出については、法第10条及び生産緑地法施行規則 (昭和49年建設省令第11号。以下「施行規則」という。)第5条各号に 規定するものとする。
  - (2) 生産緑地の買取りの希望の申出については、法第15条第1項に規定する ものとし、市長が特別の事情があり、やむを得ないものであると認めるとき とは、次のとおりとする。
    - ア 施行規則第5条各号に掲げる故障に該当しない疾病等により所有する農 地の全部又は一部の営農が困難になったとき。

イ 生産緑地を適正に維持管理することが困難であると市長が認めたとき。 (買取申出期間)

- 第5条 前条第1号に規定する事由による生産緑地の買取りの申出のできる期間 は、その事由の発生から1年以内とする。ただし、市長が特別な理由があると認 めたときは、この限りでない。
- 2 前条第2号に規定する事由による生産緑地の買取りの希望の申出のできる期間は、その事由の発生から1年以内とする。ただし、市長が特別な理由があると認めたときは、この限りでない。

(買取申出回数)

第6条 第4条第1号に規定する事由による生産緑地の買取りの申出及び同条第 2号に規定する事由による生産緑地の買取り希望の申出の回数は、その所有者に つき1回とする。ただし、市長が特別な理由があると認めたときは、この限りで ない。

(買取りの申出)

- 第7条 法第10条の規定による買取りの申出(以下「買取り申出」という。)は、 生産緑地買取申出書(様式第10号)による。
- 2 買取り申出に係る農地等は、1筆単位(都市計画において1筆の一部分が生産 緑地に指定されている場合は、当該指定されている部分)とする。ただし、やむ を得ない事情があると認められる場合は、この限りでない。
- 3 法第10条後段の規定による書面は、権利抹消承諾書(様式第11号)とする。
- 4 買取り申出には、別表2に掲げる図書を添付しなければならない。

(買取り申出の受理)

- 第8条 買取り申出の受付は、必要な書類をすべて添付した申出書を提出したとき に行い、買取り申出の日の起算日は、受付の日とする。
- 2 市長は、前項による申出を受理したときは、速やかに申出人に対し申出受理通知書(様式第12号)により通知するものとする。

(買取り等の検討)

- 第9条 買取り申出があった場合は、遅滞なく市の関係機関及び他の地方公共団体 等に当該買取り申出に係る生産緑地の買取りを希望するかどうかについて生産 緑地の買取希望調査書(様式第13号)により調査するものとする。
- 2 前項の調査が完了したときは、速やかに愛西市生産緑地地区制度連絡調整委員会(以下「調整委員会」という。)に諮り、当該生産緑地を買い取るか否か等の検討をするものとする。
- 3 第1項の規定による調査の結果、買取り希望がない場合は、前項の規定にかか わらず、委員による書面決裁にて検討を行うものとする。ただし、特別な事情が あると認められる場合は、この限りでない。

(買取り等の決定)

第10条 市長は、前条第2項及び第3項の調整委員会による検討の結果に基づき、 買取り申出を受けた生産緑地の買取りに係る決定をしなければならない。 (買い取る旨又は買い取らない旨の通知)

- 第11条 市長は、前条の決定により市が買い取る場合は、申出人に対し買い取る 旨の通知書(様式第14号)により通知するものとする。
- 2 市長は、前条の決定により他の地方公共団体等が買取りの相手方として定められた場合は、速やかに当該地方公共団体等に対し買取協議団体決定通知書(様式 第15号)により通知するものとする。
- 3 市長は、前条の決定により市及び他の地方公共団体等が買い取らない場合は、 申出人に対し買い取らない旨の通知書(様式第16号)により通知するものとす る。

(収用委員会への裁決の申請等)

- 第12条 法第6条第5項及び第12条第3項に規定する協議が成立しない場合は、土地収用法(昭和26年法律第219号)第94条第2項の規定による収用委員会へ裁決申請の当否の検討を調整委員会に諮るものとする。
- 2 市長は、前項の調整委員会における検討の結果に基づき、収用委員会への裁決 申請の当否を決定するものとする。
- 3 前項の決定により裁決を申請する場合
- は、裁決申請書(様式第17号)により申請するものとする。

(農林漁業従事希望者へのあっせん)

- 第13条 法第13条の規定によりあっせんする場合において、法第17条の2の 規定により愛西市農業委員会に協力を求める場合は、あっせん協力依頼書(様式 第18号)により行うものとする。
- 2 法第13条の規定によるあっせんの期間は、第11条第3項の通知後2か月以内とする。

(行為の制限解除の通知)

- 第14条 市長は、法第14条の規定により行為の制限が解除された場合は、速やかに申出人に対し制限解除通知書(様式第19号)により通知するものとする。 (買取り希望申出)
- 第15条 法第15条第1項の規定による買取り希望の申出(以下、「買取り希望申出」という。)は、生産緑地買取り希望申出書(様式第20号)による。
- 2 買取り希望申出には、別表3に掲げる図書を添付しなければならない。 (買取り希望申出の受理等)
- 第16条 第7条第2項、第3項及び第8条から第13条までの規定は、前条の買取り希望申出について準用する。

(あっせん不調の通知)

第17条 前条で準用する第13条に基づくあっせんが不調に終わった場合は、速 やかに申出人に対しあっせん不成立通知書(様式第21号)により通知するもの とする。

附則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日訓令第13号)(施行期日)

- 1 この訓令は、平成28年4月1日から施行する。 (経過措置)
- 2 この訓令の施行の際、第1条の規定による改正前の愛西市住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関する事務取扱要領、第2条の規定による改正前の愛西市住民票職権消除事務取扱要領、第4条の規定による改正前の愛西市生産緑地地区事務取扱要綱、第5条の規定による改正前の愛西市都市計画施設等の区域内における建築許可事務処理要綱、第6条の規定による改正前の愛西市自動体外式除細動器(AED)貸出要綱及び第7条の規定による改正前の愛西市消防法等違反の処理に関する規程に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(令和3年4月1日訓令第30号) この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

別表1 (第2条関係図書)

7737 1 (3)		- 117				
			法第	法第8条第1		
図書の種	縮尺	明示すべき事項	項			備考
類	州田ノへ	別がすべき事項	第1	第2	第3	
			号	号	号	
位置図	1/2,500	① 方位、縮尺				・行為地の区域の
	以上	② 行為地の区域				区域界線を赤
		③ 生産緑地地区の区				色で表示する。
		域	$\bigcirc$	$\circ$	$\bigcirc$	・生産緑地地区の
		④ 敷地周辺の公共施				区域の区域界
		設				線を緑色で表
						示する。
土地公図		① 方位、縮尺				• 原本等提出
0		② 行為地の区域				・行為地の区域の
写し		③ 生産緑地地区の区				区域界線を赤
(※1)		域	^	^	^	色で表示する。
		④ 写した場所	$\triangle$		$\triangle$	・生産緑地地区の
		⑤ 写した年月日				区域の区域界
		⑥ 写した者記名押印				線を緑色で表
						示する。

地積測量		① 方位、縮尺				・原本等提出
図		② 行為地の区域及び				・行為地の区域の
の写し		確定面積				区域界線を赤
(※2)		③ 生産緑地地区の区	$\triangle$	$\triangle$	_	色で表示する。
		域及び確定面積	$\triangle$			・生産緑地地区の
		④ 写した場所				区域の区域界
		⑤ 写した年月日				線を緑色で表
		⑥ 写した者記名押印				示する。
求積図又	1/500	① 方位、縮尺				・行為地の区域の
は	以上	② 行為地の区域及び				区域界線を赤
実測図		確定面積				色で表示する。
(※2)		③ 生産緑地地区の区	$\triangle$	$\triangle$	$\triangle$	<ul><li>生産緑地地区の</li></ul>
		域及び確定面積				区域の区域界
		④ 作成年月日				線を緑色で表
		⑤ 作成者記名押印				示する。
配置図	1/250	① 方位、縮尺				・行為地の区域の
(※3)	以上	② 行為地の区域				区域界線を赤
		③ 申請建築物等及び				色で表示する。
		既存建築物等の位置	$\bigcirc$	$\triangle$	$\triangle$	・申請建築物等を
		④ 行為地に接する道	O			黒色斜線で表
		路の位置及び幅員				示する。
						・付属建築物を含
						む
平面図	1/250	① 方位、縮尺				・付属建築物を含
(※3)	以上	② 主要寸法	$\circ$	$\triangle$	$\triangle$	む
		③ 面積表	$\circ$	$\triangle$		
		④ 階別用途				
立面図	1/250	① 方位、縮尺				・付属建築物を含
(※3)	以上	② 最高の高さ	$\bigcirc$	$\triangle$	$\triangle$	む
						・2面以上
行為地の						• 原本等提出
土						
地登記簿						
謄			$\triangle$	$\triangle$	$\triangle$	
本又は土						
地						
登記事項						
証						

明書(全					
部(					
(**4)					
公共施設					
等					
の帰属又					
は		$\wedge$	^	^	
管理に関		$\triangle$	$\triangle$	$\triangle$	
す					
る通知書					
(※5)					

- 注1) 原本等提出とある場合は、発行から3か月以内の最新のもので、「原本」、「原本提示の上、写し」又は「原本の写しに原本証明したもの」のいずれかにより提出すること。
  - (※1) 生産緑地地区指定されている土地の公図の写しの内容が変わる場合に添付すること。
  - (※2) 地積測量図の写し、求積図又は実測図のいずれかを添付すること。
  - (※3) 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築に伴う場合に添付すること。
  - (※4) 現在の土地所有者が、生産緑地地区指定時の土地所有者と異なる場合に 添付すること。
  - (※5) 法第8条第4項の規定により通知する場合において、当該公共施設等が 地方公共団体等に帰属又は管理されていない場合に添付すること。

別表2 (第7条関係図書)

別衣 2 (第 7 宋月			買取	なり申り 理由	出の	
図書の種類	縮尺	明示すべき事項	30 年 経過	死亡	故障	備考
位置図	1/2,500以上	<ol> <li>方位、縮尺</li> <li>申出地の区域</li> <li>生産緑地地区の区域</li> <li>敷地周辺の公共施設</li> </ol>	0	0	0	<ul><li>・申出地の区域の 区域界線を赤 色で表示する。</li><li>・生産緑地地区の 区域の区域界 線を緑色で表 示する。</li></ul>
土地公図の写し		① 方位、縮尺 ② 申出地の区 域 ③ 生産緑地地 区の区域 ④ 写した場所 ⑤ 写した年月 ⑥ 写した者記 4 写した者記	0	0	0	・原本等提出 ・申出地の区域の 区域界線を赤色で表示する。 ・生産緑地地区の 区域の区域界線を緑色で表示する。
地積測量図の写し(※1)		① 方位、縮尺 ② 申び 積 ③ 生産域 養 ④ 医確定 ④ 写した しし で の で で で り り り り り り り り り り り り り り り	Δ		Δ	・原本等提出 ・申出地の区域の 区域界線を赤色で表示する。 ・生産緑地地区域の 区域の区域の区域の区域の区域の区域を 線をおる。

求積図又は実 測図 (※1)	以上	<ol> <li>方位、縮尺</li> <li>申出地の区域及び確定面積</li> <li>生産緑地地区域及び確定面積</li> <li>作成年月日</li> <li>作成者記名押印</li> </ol>	Δ	Δ	Δ	<ul><li>・申出地の区域の 区域界線を赤 色で表示する。</li><li>・生産緑地地区の 区域の区域界 線を緑色で表 示する。</li></ul>
申出地の土地 登記 簿謄本又は土 地登 記事項証明書 (全部)			0	0	0	• 原本等提出
生産緑地に係る農 林漁業の主た る従 事者証明書				0	0	・原本提出 ・愛西市農業委員 会発行のもの
主たる従事者 の除 籍謄本				0		・原本等提出
主たる従事者 の診 断書等		法施行規則第4 条に該当し、営農 が不可能である 旨			0	・原本提出
権利抹消承諾 書 (※2)			Δ	Δ	Δ	・様式第11号
遺産分割協議 書 (※3)				Δ		・原本等提出
相続人関係図(※4)		<ol> <li>作成年月日</li> <li>作成者記名</li> <li>押印</li> </ol>		Δ		

被相続人の戸 籍謄 本(※4)		Δ	・原本等提出 ・出生から死亡ま で確認できる こと
相続人全員の 戸籍 謄本(※4)		$\triangle$	<ul><li>・原本等提出</li><li>・出生から現在まで確認できること</li></ul>
相続人全員の 印鑑 登録証明書(※ 4)		Δ	• 原本提出

- 注1) 原本提出とある場合は、発行から3か月以内の最新の原本を提出すること。
- 注2) 原本等提出とある場合は、発行から3か月以内(作成するものについては、 原則作成から3か月以内)の最新のもので、「原本」、「原本提示の上、写し」 又は「原本の写しに原本証明したもの」のいずれかにより提出すること。
- (※1) 申出地が第7条第2項ただし書に該当する場合に、地積測量図の写し、 求積図又は実測図のいずれかを添付すること。
- (※2) 申出地に他人の権利が付いている場合に添付すること。
- (※3) 相続登記前で分割協議が済んでいる場合に添付すること。
- (※4) 相続登記前の場合に添付すること。この場合において、分割協議が済んでいない場合は、相続の可能性がある者全員の戸籍謄本及び印鑑登録証明書を添付すること。

別表3 (第15条関係図書)

	※日 ※日	· 		<i>I</i> ±±: → <i>r</i> .
図書の種類	縮尺	明示すべき事項		備考
位置図	1/2,500	① 方位、縮尺		・申出地の区域の区域
	以上	② 申出地の区域		界線を赤色で表示す
		③ 生産緑地地区の区域	$\bigcirc$	る。
		④ 敷地周辺の公共施設	$\cup$	<ul><li>生産緑地地区の区域</li></ul>
				の区域界線を緑色で
				表示する。
土地公図の写		① 方位、縮尺		• 原本等提出
L		② 申出地の区域		・申出地の区域の区域
		③ 生産緑地地区の区域		界線を赤色で表示す
		④ 写した場所	$\bigcirc$	る。
		⑤ 写した年月日		<ul><li>生産緑地地区の区域</li></ul>
		⑥ 写した者の記名押印		の区域界線を緑色で
				表示する。
地積測量図の		① 方位、縮尺		・原本等提出
写し		② 申出地の区域及び確		・申出地の区域の区域
(※1)		定面積		界線を赤色で表示す
		③ 生産緑地地区の区域		る。
		及び確定面積	$\triangle$	<ul><li>生産緑地地区の区域</li></ul>
		<ul><li>④ 写した場所</li></ul>		の区域界線を緑色で
		<ul><li>⑤ 写した毎月日</li></ul>		表示する。
		<ul><li>● すした十万日</li><li>⑥ 写した者記名押印</li></ul>		<b>北</b> ハ ケ つ。
お徳岡カは安	1 /500	0 1 7 7 7 7 7		申申申の区域を主体
求積図又は実	1/500	① 方位、縮尺		・申出地の区域を赤色
測図	以上	② 申出地の区域及び確		で表示する。
(※1)		定面積		・生産緑地地区の区域
		③ 生産緑地地区の区域	$\triangle$	の区域界線を緑色で
		及び確定面積		表示する。
		④ 作成年月日		
		⑤ 作成者記名押印		
申出地の土地				・原本等提出
登記				
簿謄本又は土				
地登			$\circ$	
記事項証明書				
(全部)				
(——PIP)		1		

疾病等の内容			
が明			
らかとなる書			
面			
権利抹消承諾			・様式第11号
書		$\triangle$	
(※2)			

- 注1) 原本提出とある場合は、発行から3か月以内の最新の原本を提出すること。
- 注2) 原本等提出とある場合は、発行から3か月以内の最新のもので、「原本」、 「原本提示の上、写し」又は「原本の写しに原本証明したもの」のいずれか により提出すること。
  - (※1) 申出地が第17条で準用する第7条第2項ただし書に該当する場合に、 地積測量図の写し、求積図又は実測図のいずれかを添付すること。
  - (※2) 申出地に他人の権利が付いている場合に添付すること。

# 生産緑地地区内行為許可申請書

年	月	日
---	---	---

(宛先) 愛 西 市 長

住 所 氏 名 電 話 ( )

生産緑地法第8条第1項の規定により、生産緑地地区内で以下の行為をしたいので 申請します。

1	行為地の所在 及び地番	
2	 行為の種類 去第 8 条第 1 項	□ 第1号(建築物その他の工作物の新築、改築又は増築) □ 第2号(宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更)
	亥当号)	□ 第3号(水面の埋立て又は干拓)
		(目的)
3	行為の目的及	(内容)
	び内容、理由	
		(理由)
4	土地の地目	
5	行為面積	
6	行為の期間	着手予定年月日     年     月     日       完了予定年月日     年     月     日
7	設計者	住 所 氏 名 電 話
8	工事施行者	住 所 氏 名 電 話

# 生産緑地地区内行為許可通知書

 文書番号

 年月日

様

愛西市長

印

生産緑地地区内の行為については、生産緑地法第8条第2項の規定により、下記の 条件を付して許可しますので通知します。

1	許可条件	
2	行為地の所在 及び地番	
	行為の種類 法第 8 条 第 1 項 该当号)	□ 第1号(建築物その他の工作物の新築、改築又は増築) □ 第2号(宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更) □ 第3号(水面の埋立て又は干拓)
4	行為の目的及 び内容、理由	(目的) (内容) (理由)
5	土地の地目	
6	行為面積	
7	行為の期間	着手予定年月日     年     月     日       完了予定年月日     年     月     日
8	設計者	住 所 氏 名 電 話
9	工事施行者	住 所 氏 名 電 話

# 生産緑地地区内行為通知書

年 月 日

(宛先) 愛 西 市 長

住 所 氏 名 電 話 ( )

生産緑地法第8条第4項の規定により、次のとおり通知します。

1	行為地の所在 及び地番	
	行為の種類 去第 8 条第 1 項 亥当号)	□ 第1号(建築物その他の工作物の新築、改築又は増築) □ 第2号(宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更) □ 第3号(水面の埋立て又は干拓)
3	行為の目的及 び内容、理由	(目的) (内容) (理由)
4	土地の地目	
5	行為面積	
6	行為の期間	着手予定年月日     年     月     日       完了予定年月日     年     月     日
7	設計者	住 所 氏 名 電 話
8	工事施行者	住 所 氏 名 電 話

## 生産緑地地区内行為届出書

年	月	日
---	---	---

(宛先) 愛 西 市 長

住 所 氏 名 電 話 ( )

生産緑地法第8条第5項の規定により、次のとおり生産緑地地区内における、既に 着手した行為について届け出ます。

1	行為地の所在 及び地番	
	行為の種類 去第 8 条第 1 項 亥当号)	□ 第1号(建築物その他の工作物の新築、改築又は増築) □ 第2号(宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更) □ 第3号(水面の埋立て又は干拓)
3	行為の目的及 び内容、理由	(目的) (内容) (理由)
4	土地の地目	
5	行為面積	
6	行為の期間	着手年月日     年     月     日       完了予定年月日     年     月     日
7	設計者	住 所 氏 名 電 話
8	工事施行者	住 所 氏 名 電 話

注1) 6欄の完了予定年月日は既に完了している場合は「予定」を削除すること。

# 様式第5号(第2条関係)

生産緑地地区内非常災害応急措置届出書

山首			
	年	月	日

( )

(宛先) 愛 西 市 長

生産緑地法第8条第6項の規定により、次のとおり生産緑地地区内において非常災害のため必要な応急措置を行いましたので届け出ます。

住 所氏 名

電 話

1	行為地の所在 及び地番								
2	行為の種類	□ 第1号	(建築物	けその他の	の工作物の	新築、	改築又	は増築	)
( }	去第8条第1項	□ 第2号(宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更)					変更)		
ŧ	亥当号)	□ 第3号	(水面の	埋立て	又は干拓)				
		(目的)							
3	応急措置の 内容	(内容)							
4	土地の地目								
5	行為面積								
6	行為の期間	着手年月日			年	月	日		
		完了年月日			年	月	日		
7	災害発生日時	年	月	日	時	頃			
8	災害の内容								

# 生産緑地地区内行為協議書

年	月	日

(宛先) 愛 西 市 長

住 所 氏 名 電 話 ( )

生産緑地法第8条第8項の規定により、次のとおり生産緑地地区内における行為をしたいので協議します。

1	行為地の所在 及び地番	
	行為の種類 去第 8 条第 1 項 亥当号)	□ 第1号(建築物その他の工作物の新築、改築又は増築) □ 第2号(宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更) □ 第3号(水面の埋立て又は干拓)
3	行為の目的及び内容、理由	(目的) (内容) (理由)
4	土地の地目	
5	行為面積	
6	行為の期間	着手予定年月日     年     月     日       完了予定年月日     年     月     日
7	設計者	住 所       氏 名       電 話
8	工事施行者	住 所 氏 名 電 話

### 原状回復命令書

文 書 番 号 年 月 日

様

爱西市長

印

下記の生産緑地に係る行為については、

- ・生産緑地法第8条第1項の規定
- ・生産緑地法第8条第3項の規定により許可に付された条件

に違反しておりますので、生産緑地法第9条第1項の規定に基づき、下記の定める期限までに原状回復するよう命令します。

なお、期限までにこの命令に従わない場合は、生産緑地法違反で罰則を処される場合があります。

記

- 1 行為地の所在及び地番
- 2 行為面積
- 3 原状回復の期限
- 4 その他必要な措置

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に愛西市長に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に愛西市を被告として(訴訟において愛西市を代表する者は愛西市長となります。)、提起することができます(なお、この処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送付を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

### 原状回復完了届出書

年.	月	
4	月	F

(宛先) 愛 西 市 長

住 所 氏 名 電 話 ( )

下記の生産緑地において、 年 月 日付け(文書番号)の原状回復命令に従い、原状回復を完了しましたので届け出ます。

- 1 行為地の所在及び地番
- 2 行為面積
- 3 措置の内容
- 4 原状回復完了年月日

# 様式第9号(第3条関係)

# 身分証明書

次の者は、生産緑地法第9条第2項の規定による原状回復等及び第17条第2項の 規定による立入検査等の権限を有する者であることを証明する。

- 1 所 属
- 2 氏 名
- 3 生年月日
- 4 有効期限年 月 日から年 月 日まで

年 月 日発行

愛西市長 印

### 生産緑地買取り申出書

年 月 日

(宛先) 愛 西 市 長

住 所 氏 名 電 話 ( )

生産緑地法第10条の規定に基づき、下記により、生産緑地の買取りを申し出ます。 記

- 1 買取り申出の理由
  - ア 告示の日から起算して30年を経過したため
  - イ 生産緑地に係る農林漁業の主たる従事者が 故障
- 2 生産緑地に関する事項

_		1				
				当該	生産緑	地に存する所有権以外の権利
	所在及び地番	地目	地積	<b></b>	内穴	当該権利を有する
				種類	内容	者の氏名及び住所
			$m^2$			

### 3 参考事項

(1) 当該生産緑地に存する建築物その他の工作物に関する事項

所在及び	田公	構造の	延べ	当該工作物の			工作物に存する ・権以外の権利
地番	用途	概要	面積	所有者の氏名 及び住所	種類	内容	当該権利を有する 者の氏名及び住所
			m²				

(2)	買取り希望価格	円

(3) その他参考となるべき事項

様式第11号(第7条・第16条関係)

権利抹消承諾書

年 月 日

(宛先) 愛 西 市 長

(権利者)住 所氏 名電 話 ( )

生産緑地法の規定に基づき申出をする生産緑地に存する下記の権利については、法 第12条第1項又は第2項の規定による買い取る旨の通知書の発送を条件に当該権 利を消滅させることを承諾します。

記

### 1 権利の存する生産緑地の明細

所 在	及び地る	地目	地積	権利の種類 (内容)
			m²	

## 様式第12号(第8条・第16条関係)

### 申出受理通知書

文 書 番 号 年 月 日

様

愛西市長

印

- 1 申出書受理年月日
- 2 受理番号
- 3 申出に係る土地の所在及び地番
- 4 都市計画決定図面の一団番号

### 様式第13号(第9条・第16条関係)

### 生産緑地の買取希望調査書

文 書 番 号 年 月 日

様

愛西市長

印

第11条第2項 同法 第15条第2項 第15条第2項

のとおりですが、買取り目的が、生産緑地法施行令第1条に規定する施設に関する事業等に限定されることを了解のうえ、ご回答ください。

記

1 生産緑地に関する事項

所 在 及 び 地 番	地目	地 積
		m²

- 2 当該生産緑地に関する所有権以外の権利
- 3 当該生産緑地に存する建築物その他の工作物に関する事項
- 4 買取り申出の土地の形状及び位置図
- 5 回答期限

# 様式第14号(第11条・第16条関係)

# 買い取る旨の通知書

文 書 番 号 年 月 日

様

愛西市長

印

第10条 生産緑地法 の規定に基づき申出のありました下記の土地について 第15条第1項

は、時価で買い取る旨を通知します。

- 1 受理番号
- 2 申出に係る土地の所在及び地番
- 3 申出の受付日

## 様式第15号(第11条・第16条関係)

### 買取協議団体決定通知書

 文書番号

 年月日

様

愛西市長

印

生産緑地法 第10条 生産緑地法 の規定に基づき申出のありました下記の土地について 第15条第1項

は、貴団体を買取りの協議を行う地方公共団体等として決定しました。

記

- 1 申出に係る土地の所在及び地番
- 2 申出に係る土地の所有者の氏名及び住所
- 3 買取り目的
- 4 申出の受付日

なお、申出の受付日の1か月以内に、当該生産緑地を時価で買い取る旨を、申出者 及び市長に通知してください。

また、申出の受付日から3か月経過後又は協議成立後に、その状況を市長に報告してください。

## 様式第16号(第11条・第16条関係)

### 買い取らない旨の通知書

文 書 番 号 年 月 日

様

愛西市長

印

第10条 生産緑地法 第15条第1項

は、買い取らない旨を通知します。

なお、生産緑地としてのあっせんを農業委員会に対し、依頼しております。

- 1 受理番号
- 2 申出に係る土地の所在及び地番
- 3 申出の受付日

様式第17号(第12条・第16条関係)

裁決申請書

裁決申請者 住 所

氏 名

相手方住所

氏 名

生産緑地法 第6条第5項 の規定による協議が成立しないので、下記により裁決 第12条第3項

を申請します。

1 生産緑地に関する事項

所 在 及 び 地 番	地目	地 積
		m²

- 2 損失の事実並びに損失の補償の見積り及びその内訳(生産緑地の買取りの申出に 係る場合にあっては、当該生産緑地の価額の見積り及びその内容)
- 3 協議の経過

年 月 日

裁決申請者 住 所

氏 名

様

## 様式第18号(第13条・第16条関係)

あっせん協力依頼書

文 書 番 号 年 月 日

愛西市農業委員会 様

愛西市長

印

生産緑地法 第10条 生産緑地法 の規定に基づき申出のありました下記の土地について、 第15条第1項

同法第17条の2に基づき、あっせんの協力を求めます。

なお、あっせんが成立した場合又は成立しなかった場合は、その旨を報告してくだ さい。

- 1 受理番号
- 2 申出に係る土地の所在及び地番
- 3 申出の受付日
- 4 回答期限

## 制限解除通知書

 文書番号

 年月日

様

愛西市長

印

生産緑地法第10条の規定に基づき申出のありました下記の土地については、所定の期間を経過したため、同法第14条に基づき、同法第7条から第9条までの制限が解除されました。

- 1 受理番号
- 2 申出に係る土地の所在及び地番
- 3 申出の受付日

様式第	2	0 岩	- (笛	1 5	条盟	係)
コンドン	4	U 7	'\'\	10		1715 /

生産緑地買取り希望申出書

年	月	日
---	---	---

(宛先) 愛 西 市 長

住 所 氏 名 電 話 ( )

生産緑地法第15条第1項の規定に基づき、下記により、申し出ます。

記

- 1 買取り希望の申出の理由
- 2 生産緑地に関する事項

	地目	地積	当該生産緑地に存する所有権以外の権利		
所在及び地番			種類	内容	当該権利を有する
					者の氏名及び住所
		m²			

### 3 参考事項

(1) 当該生産緑地に存する建築物その他の工作物に関する事項

所在及び 地番	│ 用涂 │	構造の	延べ面積	当該工作物の 所有者の氏名 及び住所	当該工作物に存する 所有権以外の権利		
		概要			種類	内容	当該権利を有する 者の氏名及び住所
			m²				

(2)	買取り希望価格	Ш
$(\Delta)$	貝取り布圣価俗	一门

(3) その他参考となるべき事項

### あっせん不成立通知書

文 書 番 号 年 月 日

様

愛西市長

印

生産緑地法第15条第1項の規定に基づき申出のありました下記の土地については、同法第15条第2項によるあっせんが成立しなかったことを報告します。

したがって、当該土地については、引き続き生産緑地地区として適正な管理をお願いします。

- 1 受理番号
- 2 申出に係る土地の所在及び地番
- 3 申出の受付日